

大野中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得ることであり、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめへの取組に当たっては、学校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に進めていく必要があり、いじめの早期発見に努めるとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速に対応することが重要である。とりわけ、未然防止のためには、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成に取り組むなど、いじめを起こさない居場所づくりや絆づくりが大切である。いじめ防止対策推進法13条及び国や県のいじめ防止基本方針に基づき、本校におけるいじめ防止のための基本的な方針を策定する。

1 いじめの防止のための対策に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。従って、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、また、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、十分に理解できるようにする。

(定義) 第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(学校いじめ防止基本方針) 第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ防止対策推進法)

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの禁止

いじめ防止対策推進法第4条「児童等は、いじめを行ってはならない。」を遵守する。

(3) 教職員の認識すべき事項

いじめに取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に取り組むことが必要である。加えて、以下の項目に十分配慮する。

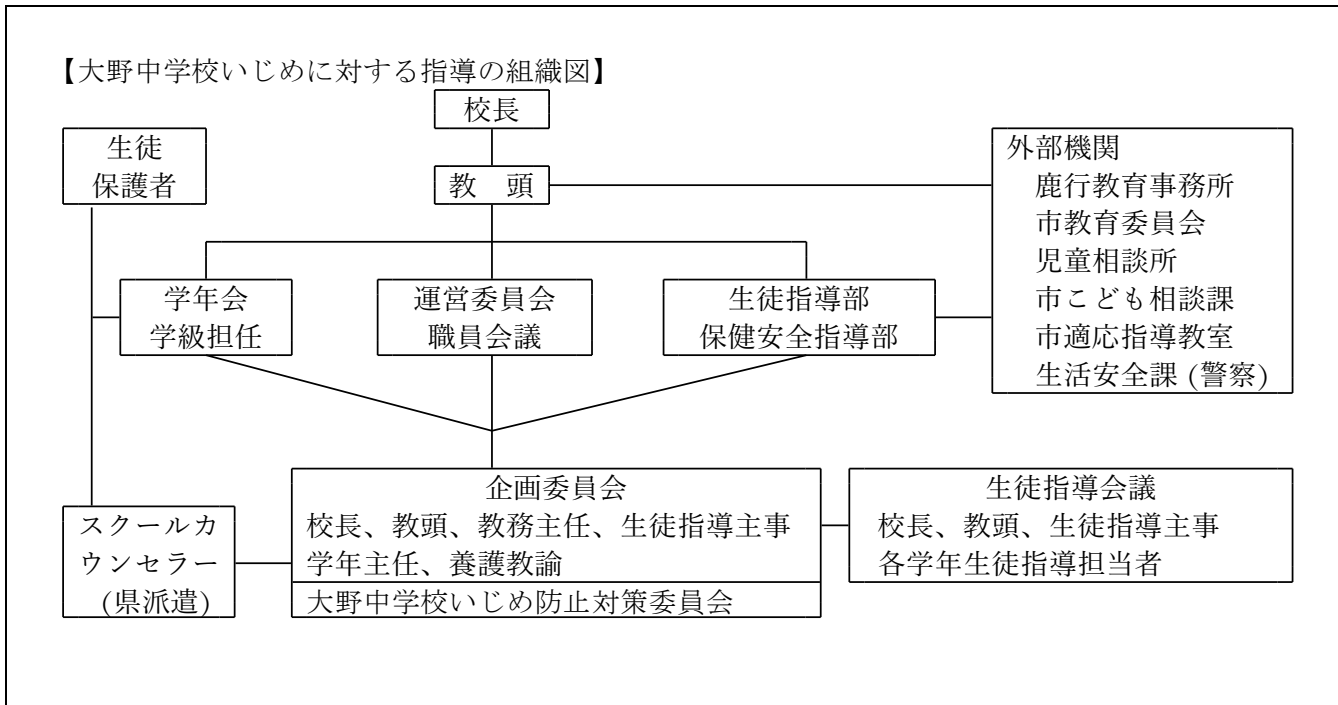
- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめは被害者・加害者という二者択一の認識のみでなく、同一人物が被害者にも加害者にもなり得る場合がある。
- ⑥いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑧いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑨いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(4) 目標

いじめの防止等については、以下の4つの取組の徹底を図ることを本校の目標とする。

- ア 未然防止への取組の徹底
- イ 早期発見への取組の徹底
- ウ 早期対応への取組の徹底
- エ 関係機関との連携の徹底

2 「大野中学校いじめ防止対策組織」



いじめの問題に実効的に対応するため、「大野中学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 委員会は次の者で構成する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、その他校長が必要と認める者。

(2) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

(3) 校長は委員会を総理し、委員会を代表する。

(4) 委員会は次に挙げる事務を所掌する。

- ア 「大野中学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- イ いじめの未然防止や早期発見に関すること。
- ウ いじめの認知に関すること。
- エ いじめの対応を検討すること。
- オ いじめの相談を受けること。
- カ 教職員研修の企画、立案に関すること。
- キ 生徒向けの研修や情報モラル教育に関すること。

(5) 委員会は、企画委員会と併せて運営し、緊急の場合は、校長が招集する。

(6) その他、会議の運営に必要な事項は、校長が決定する。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) 未然防止

「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが重要である。そのために、「いじめは、どの学級にもどの学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てるなど、「いじめを発生させない雰囲気づくり」に取り組む必要がある。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、予防的、開発的な取り組みを以下のように計画・実施する。

① 校内の指導体制

ア 学校全体での取組

a いじめを許さない環境づくり

- ・たとえ軽微ないじめであっても、絶対に容認しないという姿勢を生徒に訴えていく。
- ・生徒指導主事と生徒会担当が連携し、生徒会が中心となって、いじめ防止等のためのスローガンを決めるなど、学校全体でいじめ防止等に取り組んでいることを生徒に意識させる。

b 相談体制・支援体制づくり

- ・教育相談週間を設定し、生徒から様々な悩みを聴ける環境をつくる。また、学校生活アンケートを定期的実施する。
- ・「生徒指導委員会」「いじめ防止対策委員会」を十分に機能させ、情報共有を図り、支援体制を充実させる。また、気になる生徒に関しては、ケース会議等で情報共有、共通理解を図る。

c 報告・連絡

- ・学級担任や教科担任は教室やフリースクール、授業等で、養護教諭は保健室で、生徒の様子で気になることがあったら、他の教員へ報告・連絡する。

イ 授業、学級活動

授業、学級活動等においては、生徒が自らの行動を自分で選択し、相手との関わりの中で行動する活動を通して、自己指導能力を高め、いじめに向かわない態度、能力を育成する。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

a 授業においては、生徒同士のコミュニケーション活動を通して、生徒の自己有用感や共感的に理解できる能力を培うなど、自己指導能力を高める。

b 学級活動等における話し合い活動や体験活動を、生徒が主体的に取り組めるようにして、生徒同士の絆を深め、かつ社会性を育む。また、生徒が協力して活動することによって、いじめが起これにくい雰囲気づくりに努める。

c 障がいへの理解を深めたり、相互に互いの違いを認め合ったりすることができる学級を目指すことによって、学級を生徒が安心して過ごせる居場所づくりに努める。

② 生徒会活動、学校行事、部活動

いじめに向かわない生徒を育成するため、生徒会活動、学校行事及び部活動の中で、生徒が主体的に活躍できる場面や役割を設定し、生徒が他の生徒から認められる体験をもつことによって、自己有用感を高める。また、体験活動やボランティア活動等を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重できる態度を養う。

ア 体験活動を伴う行事を年間計画に位置付け、その中で生徒が他者のための奉仕活動等や、異年齢の児童生徒と関わる経験を積むことにより、自己有用感を高める。

イ 生徒会活動や学校行事等を通して、公平公正に判断する力や自分と違う意見をもつ友達を認めて活動する力などを培い、いじめに向かわない人格づくりに努める。

ウ 部活動において、目標に向け努力を継続することや仲間と協力することの大切さを経験することなどを通して、忍耐力を養い、いじめに向かわない人格づくりに努める。

③ 教育活動全体を通して

いじめはどの生徒にも起こり得るという視点で、全ての教育活動を通して、生徒の観察等を継続することで、生徒の変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努める。

ア 遅刻・早退が多い。また、休みがちである。

イ 朝の会等で、いつもより元気がない。

ウ 授業中の話し合い活動で、他の生徒とあまり話さない。

エ 休み時間に教室にいられない。また、職員室や保健室に行く回数が多い。

オ 親しかった友達との付き合いがなくなり、スマートフォン等に没頭する。

④ 生徒の主体的な活動

いじめの被害を受けている児童生徒が一人で抱え込むことなく、友人等に悩みを打ち明けことができるよう生徒の主体的な活動を支援する。

⑤ インターネット（SNS等）を通じて行われるいじめ

インターネット（SNS等）を通じて行われるいじめは発見しにくいいため、情報を収集し、その把握に努める。また、インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、生徒がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

⑥ 携帯・スマホ安全教室の実施

携帯会社や県警等から講師を招聘し、正しい携帯電話（スマートフォン）の使用方法を学ばせる。

⑦ 性的マイノリティー、外国人の人権問題等に関連するいじめ

上記に関する偏見や差別につながる行為は断じて許されるものではない。偏見や差別、いじめ等が生じないように十分配慮して指導する。学級担任や養護教諭等を中心として、生徒の状況を的確に把握し、健康相談やスクールカウンセラーによる支援を行う等、心の健康問題に適切に取り組む。生徒とその家族に対する偏見や差別が生じないように、発達の段階に応じた指導を行う。

(2) 早期発見

教職員は、「いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こり得る」という共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、生徒の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努める。また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「大野中学校いじめ防止対策委員会」で、表面的・形式的にならないように判断する。

[参考] <https://ijime.metro.tokyo.lg.jp/ijimeboushi/index.html>

東京都教育委員会いじめ総合対策【第3次】上巻 [学校の取組編]

① アンケート調査

いじめに関するアンケート調査を行い、いじめの早期発見に努める。

② 教育相談と個別面談

いじめが深刻になる前に、いじめを認知し適切な対応がとれるよう、生徒と接する機会をもち、生徒が教職員と相談しやすい関係を整える。また、必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用し、教育相談体制を充実する。

ア 担任や授業担当者が、生徒と気軽に話せる関係を構築する。

イ いじめの被害を受けていないかどうか確認する。

ウ いじめと断定できない場合でも、生徒の悩みを傾聴する。

エ 教職員間で情報共有し、複数の教職員で観察・支援等を行う。

オ 必要に応じて、個別に話を聞く時間を設ける。

③ 教職員による看取り

教職員が生徒の様子を看取り、いじめの早期発見に努める。

④ 保護者との連携

学校での生徒の様子や学校の取り組みを、必要に応じて家庭に連絡するなど、保護者との連携を図ることにより、家庭で生徒の変化に気付いた場合には、保護者から学校へ気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。

⑤ 相談窓口の周知

○いじめ・体罰解消サポートセンター（鹿行） 電話 0291-33-6317（月～金 9:00～17:00） 「いじめなくそう！ネット目安箱」 rokkouijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp (茨城県いじめ・体罰解消サポートセンターのホームページから)
○子どもホットライン 電話 029-221-8181（毎日 24 時間対応） FAX 029-302-2166 Eメール kodomo@edu.pref.ibaraki.jp (子どもホットラインで検索してホームページから)
○24 時間子供 SOS ダイアル 0120-0-78310（なやみ言おう）（24 時間）
○いばらき子ども SNS 相談
○いじめ匿名連絡サイト「スクールサイン」（オンライン相談窓口） https://school-sign.jp/students/f10e95c249036135

(3) 早期対応

教職員がいじめを発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、特定の教職員で抱え込まず、「大野中学校いじめ防止対策委員会」に報告し、速やかに組織的な対応を行う。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の向上の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の理解を得て対応する。必要に応じて関係機関・専門機関と連携して対応する。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。

① いじめを発見したり、通報を受けたりしたときの対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりした教職員は一人で抱え込まず、迅速に「大野中学校いじめ防止対策委員会」に報告する。
- ・「大野中学校いじめ防止対策委員会」は情報の共有を行った後、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・校長は、事実確認の結果を鹿嶋市教育委員会に報告する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、鹿嶋警察署に迅速に相談又は通報し、適切に援助を求める。

② いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「心情」を傾聴し、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・「大野中学校いじめ防止対策委員会」において情報共有を行い、「事実」と「心情」を区別して事実関係の確認を行い、組織的な対応方針を決定する。いじめの事実関係が確認できない場合でも、生徒の「心情」の支援策を検討する。
- ・判明した事実関係や今後の対応方針等については、家庭訪問等により遅滞なく保護者に伝え、理解と協力を求める。

※生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた（児童・生徒）に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・状況に応じて、心理や福祉等の専門家の協力を得る。
- ・いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分注意し、折に触れ必要な支援を行う。

③ いじめた生徒への指導又は保護者への助言

- ・いじめたとされる生徒から、事実関係の聴取を行う。
- ・「大野中学校いじめ防止対策委員会」において情報共有を行い、「事実」と「心情」を区別して事実関係の確認を行い、組織的な対応方針や再発を防止する措置等について決定する。
- ・いじめの事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、判明した事実に対する保護者の理解や納得を得る。学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。いじめの事実関係が確認できない場合でも、聴き取りの経緯や内容、「大野中学校いじめ防止対策委員会」の判断等について保護者に説明し、理解を得る。

※生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

- ・いじめた生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察等の連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要に応じて心理や福祉等の専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをやめさせる

ことはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合いなどを行い、いじめは絶対許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

⑤ インターネット（SNS 等）を通じて行われるいじめへの対応

生徒がインターネット（SNS 等）上に不適切な書き込み等を行った場合、法に則った対応など、適切に対処する。インターネット（SNS 等）上に生徒を中傷する書き込みがされた場合、掲示板等の URL を控えるとともに、書き込みのある部分をスクリーンショットする等して内容を保全する。

⑥ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害者が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている状態であり、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。なお、「いじめに係る行為が止んでいる」とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が、少なくとも3か月を目安とした期間、止んでいる状態が継続していることである。また、「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性を踏まえて、被害者、加害者の様子を注意深く観察する。

(4) 関係機関等との連携

いじめの問題への対応については、必要に応じて関係機関と適切な連携を図る。学校だけでは問題に対応することが困難であると判断した場合、速やかに市教育委員会、警察、児童相談所、市子ども相談課等の関係機関に相談する。なお、いじめられている生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。

4 重大事態への対処

いじめの重大事態については、大野中学校いじめ防止基本方針及び「いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定 最終改定 平成 29 年 3 月 14 日）」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省 令和 6 年 8 月改訂版）」、「不登校重大事態に係る調査の指針（文部科学省 初等中等教育局 平成 28 年 3 月）」、「いじめの重大事態対応マニュアル（茨城県教育委員会 平成 31 年 1 月）」等により適切に対応する。

(1) 重大事態の定義

① 生命心身財産重大事態

第 28 条第 1 項

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(いじめ防止対策推進法)

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようなケースを想定し、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

いじめの事案で被害生徒が転校した場合は、転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、「生命心身財産重大事態」に該当することが考えられ、適切に対応を行う。

② 不登校重大事態

第 28 条第 2 項

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(いじめ防止対策推進法)

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、鹿嶋市教育委員会又は「大野中学校いじめ防止対策委員会」の判断により、迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態の判断について

重大事態に該当する「疑い」がある事案については、鹿嶋市教育委員会に報告・相談をして情報共有を図り、鹿嶋市教育委員会又は「大野中学校いじめ防止対策委員会」が慎重かつ丁寧に判断する。
○重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

○被害生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で「大野中学校いじめ防止対策委員会」が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

※ここにいる「認める」とは「考える」ないし「判断する」の意であり、「確認する」「肯認する」といった意味ではない。よって「大野中学校いじめ防止対策委員会」又は鹿嶋市教育委員会が、いじめがあったと確認したりいじめと重大被害の間の因果関係を肯定したりしていなくとも、「大野中学校いじめ防止対策委員会」又は鹿嶋市教育委員会が重大事態として捉える場合があり、調査した結果いじめが確認されなかったり、いじめにより重大被害が発生した訳ではないという結論に至ることもあり得る。

(3) 重大事態の発生報告

「大野中学校いじめ防止対策委員会」は、重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。）、速やかに鹿嶋市教育委員会を通じて、市長に重大事態が発生した旨を報告する。

(4) 重大事態の調査の主体の判断

鹿嶋市教育委員会が、重大事態の調査主体を、学校が主体となるか、鹿嶋市教育委員会が主体となるか、又はどのような調査組織の構成にするかについて判断する。

(5) 重大事態の調査に係る対応について

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事態の再発防止が目的であることを認識する。

〈学校を調査主体とした場合〉

鹿嶋市教育委員会の指導・支援のもと以下のような対応に当たる。

① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

「大野中学校いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることを検討する。客観的な事実認定を行うことができるよう、公平性・中立性を確保するように努める。

② 調査方針の説明等

調査実施前に、被害生徒・保護者に対して、以下の事項について説明する。

- ・調査の目的・目標
- ・調査主体（組織の構成、人選）
- ・調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ・調査事項（いじめの事実関係、市教育委員会及び学校の対応等）
- ・調査対象（聴き取り等をする生徒・教職員の範囲）
- ・調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）
- ・調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

③ 事実関係を明確にする調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。この際、被害生徒やいじめに係る情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とし、調査を実施する。

※いじめを受けた生徒や保護者に対して、適時・適切な方法で調査の進捗等の経過報告を行う。

④ 調査結果の提供・説明

鹿嶋市の個人情報保護条例等に従って、情報提供及び説明を適切に実施する。

- ・事前に説明した方針に沿って、被害生徒・保護者に調査結果を説明する。市長に調査結果を報告する際、被害生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、調査結果の報告に添えることができることを説明する。
- ・加害者側への情報提供に係る方針について、被害生徒・保護者に改めて確認した後、加害者側に対する情報提供を実施する。

⑤ 調査結果の報告

調査結果及びその後の対応方針について、(鹿嶋市教育委員会を通じて)市長に報告・説明を行う。

⑥ 調査結果を踏まえた必要な措置

調査結果において認定された事実に基づき、共通理解の場を設定し、重大事態に至った状況の整理を行い、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の取組や対応について検証し、必要な具体策と再発防止策を講じる。被害生徒への支援、加害生徒への指導等を行う。

〈市教育委員会を調査主体とした場合〉

鹿嶋市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

令和8年4月1日 改正

大野中学校いじめ対応の基本的な流れ

※報告を受けた段階から、記録を残し、迅速かつ、慎重な対応をとる。

